

平成18年6月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(行ウ)第6号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成18年4月17日

判 決

金沢市、

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

上記訴訟代理人弁護士

主

金沢市長 山 出 保

酒 井 紳 一

文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、自由民主党金沢・市民会議に対し、1346万9819円及びこれに対する平成17年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を金沢市に対し支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、かなざわ議員会に対し、642万1506円及びこれに対する平成17年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を金沢市に対し支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、金沢市の住民である原告が、金沢市から金沢市議会の2会派に交付された政務調査費のうち会議費の項目で食料費及び食糧費として支出された分は、条例で定められた使途基準に違反するから金沢市に返還されるべきであるとして、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、金沢市に代位して、金沢市長である被告に対し、上記2会派に対して不当利得

返還請求することを義務付けるよう求めた住民訴訟である。

2 前提事実（争いがないか、末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により明らかに認められる。）

(1) 当事者等

ア 原告は、金沢市の住民であり、被告は、金沢市の執行機関である。

イ 自由民主党金沢・市民会議（以下「市民会議」という。）及びかなざわ議員会（以下「議員会」といい、上記2会派を併せて「本件両会派」という。）は、いずれも金沢市議会の会派である。

(2) 本件訴えに至る経緯

ア 本件両会派は、平成15年5月から平成16年3月までの間に、法100条13項及び金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）3条に基づき、金沢市からそれぞれ政務調査費4125万円の交付を受けた。そして、市民会議は平成16年4月7日に、議員会は同月26日に、それぞれ金沢市議会議長に対し、本件条例11条に基づき、別紙1及び2のとおり、交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下、本件両会派の上記報告書を併せて「本件収支報告書」という。）を提出した。（甲1，3）

イ 本件収支報告書の「支出」欄中「会議費」の「備考」欄には、「食料費等」（市民会議分）及び「食糧費等」（議員会分）と記載されているところ、原告外2名は、平成17年3月16日、金沢市監査委員に対し、上記会議費に関する各支出（以下「本件各支出」という。）は、本件条例9条、同施行規則（以下「本件規則」という。）6条に規定された政務調査費使途基準（以下「本件使途基準」という。）に適合しない支出であるとして、被告に対し、本件両会派が違法支出した金員相当額を金沢市に返還するよう求めるなど必要な措置をとるよう勧告することを求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。

これに対し、金沢市監査委員は、同年5月12日、本件監査請求を棄却する旨の決定をした。

(3) 本件使途基準

本件条例9条は、「会派等は、交付を受けた政務調査費を規則で定める使途基準に従い使用しなければならない。」と規定しているところ、本件規則6条は、政務調査費に関する本件使途基準を、別表として別紙3のとおりに定めている。

3 争点

(1) 本件各支出は本件使途基準に反し違法か。

ア 原告の主張

- (ア) 本件使途基準によれば、「会議費」は、会派等が行う各種会議に要する経費であり、その例として会場費、機材借上費、資料印刷費があげられている。したがって、飲食物の代金（以下「飲食代金」という。）は会議費には含まれず、飲食代金を会議費項目で支出することは本件使途基準に反し違法である。
- (イ) 本件収支報告書において、食料費及び食糧費は、会議費のうちの「主な支出」として記載されている。この全額が飲食代金であるかどうかは不明であるが、本件収支報告書の記載上、本件使途基準に違反していることは明らかであるから、本件両会派は、上記会議費相当額全額を不当利得しているというべきである。
- (ウ) 金沢市議会議長は、本件監査請求に関し監査委員から照会を受け、これに対する回答書（以下「本件議長回答」という。）において、市民会議の会議費の内訳は、会場借上費などの会場費、勉強会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、講師謝礼金のほか研修会等に参加するための出席者負担金であり、議員会の会議費の内訳は、会場借上費などの会場費、機材借上費、研究会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事

代、講師謝礼金、会議資料や報告書などの資料印刷費のほか意見交換会等に参加するための出席者負担金である旨回答した。

しかし、上記回答においては、列挙された費目のうちのどれが「主な支出」なのかが明らかにされていないから、本件収支報告書に記載されたとおり、「食料費」及び「食糧費」すなわち飲食代金が主な支出であると判断せざるを得ない。

イ 被告の主張

(ア) 原告の主張は、争う。

(イ) 本件各支出は、本件収支報告書には「食料費等」、「食糧費等」と記載されているが、そのすべてが飲食代金として支出されたものではない。すなわち、会議費は、慣例としてそのように呼称されていたことからそのような記載となっただけであり、その内容は飲食代金に限らない。

(ウ) また、金沢市議会議長が本件各支出の内容を調査しているが、その調査の結果として、その支出の主なものは、①市民会議に関しては、会場借上費などの会場費、勉強会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、講師謝礼金等であり、②議員会に関しては、会場借上費などの会場費、機材借上費、研究会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、会議資料や報告書などの資料印刷費などであったと報告している。

(2) 損失額

ア 原告の主張

(ア) 市民会議が本件収支報告書に会議費として計上した支出金額は134万9819円、議員会が同様に計上した支出金額は642万1506円であるが、その内訳は、本件両会派の経理責任者が文書提出命令を受けながらも会計帳簿や領収書等を提出していないことから、証拠上明らかでない。

(イ) しかし、本件規則の定める収支報告書の備考欄には、主な支出の内訳

を記載することとされているところ、本件収支報告書の備考欄には、食料費及び食糧費と記載されている。よって、本件両会派が会議費として計上した金額が主に食料費及び食糧費として支出されたことは明らかであり、かつ、その内訳の立証が困難であるから、その全額を損失額と認めるべきである。

(ウ) また、本件両会派が会計帳簿や領収書等を提出していないという状況の下では、違法支出金額を立証することが極めて困難であるから、民訴法248条を適用して、裁判所が相当な損失額を認定することができる と解する。

(エ) さらに、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法における代位請求においては、本件のような事例では本件両会派は被告であり、当事者であった。また、本件訴訟においては、本件両会派は本件訴訟に補助参加する機会が与えられている。

したがって、本件においては、民訴法224条を類推適用して原告の主張を真実と認めるべきである。

イ 被告の主張

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件各支出は本件用途基準に違反し違法か) について

(1) 前記前提事実に、証拠(甲7)及び弁論の全趣旨を併せると、以下のことが認められる。

ア 本件用途基準によれば、会議費は、会派等の行う各種会議に要する経費であって、その例として、「会場費、機材借上費、資料印刷費等」と示されている。

イ 会派が金沢市に提出する政務調査費に係る収支報告書の「支出」欄中の「備考」欄には、主な支出の内訳を記載するものとされているところ、本

件収支報告書の「支出」欄中「会議費」の「備考」欄には、「食料費等」及び「食糧費等」と記載されている。

ウ 金沢市議会議長は、本件議長回答において、「本件収支報告書の会議費の主なものは、会場借上費などの会場費、機材借上費、勉強会等に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、講師謝礼金、会議資料や報告書などの資料印刷費のほか研修会等に参加するための出席者負担金であり、会議の内容も政策研究会、勉強会、検討会、意見交換会、市政報告会、政務調査活動報告会、研修会、政策要望聴取会などいずれも会派の調査研究活動に必要と思われるものであった。このうち食事代については、その支出自体が会派による調査研究活動としての会議等と一体性があり、かつ、金額的にも社会通念上妥当な範囲であった。」旨記載している。

エ 本件訴訟において、当裁判所は、本件両会派の各経理責任者に対し、平成18年1月23日、会計帳簿中本件各支出が記載されている部分及び同支出に関する領収書等を提出することを命ずる文書提出命令を発したものの、これらの文書は提出されなかった。

また、原告及び被告からも、本件各支出の具体的内訳を証する証拠は提出されなかった。

(2) ところで、政務調査費について定めた法100条13項及び14項は、平成12年法律第89号による法の一部改正により、地方議会の審議能力を強化してその活性化を図るため、地方議員の調査活動の基盤を強化させる観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保しようとする趣旨で規定されたものと解される。そして、法100条13項は、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法について条例で定めなければならないものとし、これを受けて、金沢市においては、本件条例によって、議会における会派に対して政務調査費を交付し(2条)、会派は、交付を受けた政務調査費を本

件用途基準に従い使用しなければならないとし（9条）、本件規則において、本件用途基準を定めている（6条）。また、法100条14項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収支の報告書を議長に提出するものと定め、これを受けて、金沢市は、本件条例によって、本件規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならないものとし（11条1項）、本件規則において、収支報告書の様式を定めている（7条）。

このように、法100条13項及び14項は政務調査費の用途の透明性を確保しようとする趣旨を含むものであること及び本件用途基準が細目にわたり規定されていることに鑑みると、会派が本件用途基準に定める内容に適合しない用途に政務調査費を支出することは許されず、会派が本件用途基準に適合しない用途に支出した場合には、その支出は違法なものであり、当該会派は、当該支出に係る政務調査費相当額を不当に利得したものであるから、当該会派は、金沢市に対し、民法703条等に基づき、本件用途基準に反する用途に支出した政務調査費相当額を返還すべき義務があるというべきである。

そして、政務調査費が地方議員の調査活動の基盤を強化させる観点から設けられたものであることに鑑みれば、ある支出が本件用途基準に違反するかどうかは、調査研究の目的が地方行政と関連性を有するか、調査研究の目的に係る各支出が、その目的との関係において合理性、必要性を有するかといった諸般の事情を総合考慮して決せられるべきであり、その目的が地方行政と関連性を有しない場合やその支出が政務調査の目的からみて合理性や必要性を欠くと評価される場合には、政務調査費の支出は本件用途基準に違反するというべきである。

これを本件各支出について検討すると、本件用途基準の会議費の項目において、明示的に飲食代金の支出を許容する規定はなく、また、飲食代金への

支出は、地方行政と直接の関連性を有していると認めることはできないから、政務調査費を飲食代金として会議費項目で支出することは、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本件使途基準に反するというべきである。

そして、上記のとおり、本件において飲食代金への支出の必要性及び金額の相当性を具体的に明らかにする証拠は何ら提出されていないから、本件各支出のうち、飲食代金に充てられた部分は、本件使途基準に反し違法であるというべきである。

- (3) もつとも、本件訴訟は、原告が被告に対し、本件両会派に対して不当利得返還請求することを義務付けるよう求めるものであるから、同返還請求権の存在を主張する原告において、利得者である本件両会派が「法律上の原因がなく」当該利得をしたとの事実を主張立証すべきである（最高裁昭和39年4月7日第三小法廷判決・集民73号35頁等参照）。

ところが、前記認定のとおり、本件収支報告書の「支出」欄中「会議費」の「備考」欄には、「食料費等」及び「食糧費等」と記載されてはいるものの、本件議長回答によれば、本件各支出の主なもの、会場借上費などの会場費、機材借上費、勉強会等に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、講師謝礼金、会議資料や報告書などの資料印刷費のほか研修会等に参加するための出席者負担金であるとされていることを併せ考慮すると、本件各支出のうちの相当部分は飲食代金以外に支出されたことが窺われ、かつ、本件において、本件各支出の内訳を明らかにする証拠は一切提出されていないから、本件各支出のうちどの部分が飲食代金に充てられたかは、不明である。

そうすると、原告は、本件両会派が本件各支出のうちどの部分において「法律上の原因がなく」利得をしたかについて、何ら主張立証していないといわざるを得ない。



2 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

金沢地方裁判所第二部

裁判長裁判官 倉 田 慎 也

裁判官 富 上 智 子

裁判官 長 瀬 貴 志

## 15 年度政務調査費収支報告書

会派等名 自由民主党金沢・市民会議

代表者名 不破 実 (印)

## 1 収入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
政 務 調 査 費	41,250,000	
その他(預金利子等)		
合 計	41,250,000	

## 2 支出

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	12,395,513	交通費等
調 査 旅 費	2,028,484	旅費等
会 議 費	13,469,819	食料費等
資 料 作 成 費	2,012,560	事務機器の賃借料等
資 料 購 入 費	1,280,127	書籍等
広 報 費	4,759,291	郵送料等
広 聴 費	4,339,872	茶菓子等
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
そ の 他 の 経 費	964,334	事務用品費等
合 計	41,250,000	

(注)備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残 額 0 円

## 15年度政務調査費収支報告書

会派等名 かなざわ議員会  
 代表者名 井沢義武 (蔵)

## 1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
政務調査費	41250000	
その他(預金利子等)	41	預金利子
合計	41250041	

## 2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費	1343107	研修会場費等
調査旅費	28879204	旅費・交通費・車代等
会議費	6421506	食糧費等
資料作成費	1845113	印刷費等
資料購入費	625656	書籍・新聞代等
広報費	571250	ホームページ関係費等
広聴費	785632	会場費・茶菓子代等
人件費	0	
事務所費	339058	事務用品等
その他の経費	439515	通信費・消耗品費等
合計	41250041	

(注)備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残額 0円

## 政務調査費に関する本件用途基準

項目	内容
研究研修費	会派等が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は会派等の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (例)会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等
調査旅費	会派等の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (例)交通費、旅費、宿泊費等
会議費	会派等の行う各種会議に要する経費 (例)会場費、機材借上費、資料印刷費等
資料作成費	会派等の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例)印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等
資料購入費	会派等の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費 (例)広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等
広聴費	会派等が市民からの市政及び会派等の政策等に対する要望又は意見を広聴するための会議等に要する経費 (例)会場費、印刷製本費、茶菓子代等
人件費	会派等の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (例)事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等
その他の経費	上記以外の経費で会派等の行う調査研究活動に必要な経費

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費

これは正本である。

平成18年6月19日

(庁名) **金沢地方裁判所** 第二部

裁判所書記官 **江村 浩**

